

令和6年度

市民税
府民税
森林環境税

特別徴収のしおり

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収の納入について

令和6年度の特別徴収に関する書類一件を送付します。

令和6年6月から翌年5月までの月割額を給与支給時に徴収して、翌月10日までに納入してください。

向日市専用の特別徴収納入書は、別綴じにて同封しております。「納入書不要」とご連絡いただいた事業所には送付しておりませんが、何らかの事情で必要になったときは、お申し出ください。

〒617-8665

京都府向日市寺戸町中野20番地

むこう

向日市

市区町村コード 262081

電話 特別徴収の手続きについて

市民税係 075-874-2243

納税状況や過誤納について

収納係 075-874-2359

FAX 075-922-6587

特 別 徴 収 義 務 者 様

京 都 府 向 日 市 長



令和6年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税・森林環境税特別徴収事務について業務ご多忙にもかかわらず格別のご高配とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、貴事業所を地方税法第319条及び第321条の4並びに向日市税条例第45条第1項の規定に基づき、令和6年度市民税・府民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。

特別徴収の事務担当者様へ

1 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・府民税（個人住民税）及び森林環境税は、前年中（1月～12月）に一定の所得があった方が、本年1月1日現在に住民登録のある市町村に納めていただく税金です。特別徴収とは、特別徴収義務者に指定された事務所（勤務先）が納税義務者（従業員）の年税額を毎月支払う給与から差し引きして市に納入する方法です。（京都府及び府内市町村は原則、全ての給与支払者（事業主）を「特別徴収義務者」として指定します。）

2 特別徴収税額の通知について

「令和6年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」を書面により送付します。①「特別徴収義務者用〔茶色刷〕」と②「納税義務者用〔青色刷〕」の2種類があります。

①「特別徴収義務者用〔茶色刷〕」… 給与支払者用です。金額を確認し、各従業員の月割額（各月分の納付額）を毎月の給与から徴収し、納入してください。

特別徴収できない方（退職者等）が通知書に記載されている場合⇒「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（同封）を提出してください。
特別徴収する予定の方が通知書に記載されていなかった場合⇒「特別徴収への切替申請書」（P.9）を提出してください。

②「納税義務者用〔青色刷〕」… 従業員用です。令和6年5月31日までにご本人にお渡しください。内容についてのお問合せは、ご本人にしかお答えできません。
※年度途中に納入額に変更が生じた場合も通知書を送付します。変更後の月割額を徴収し納入してください。納税義務者用はご本人にお渡しください。

3 特別徴収税額の納期限と納入方法について

納期限は、徴収した月の翌月10日です。（※10日が土・日曜日、祝日、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。）
納期限を過ぎても完納されないときは、条例の規定による延滞金、督促手数料が発生します。

【納入方法】

① eLTAX（エルタックス／地方税共通納税システム）から納付

お手持ちのパソコンから複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能です。登録口座からのダイレクト納付を選択すると手数料は無料です。ダイレクト納付には事前の口座登録が必要です。

② 納入書による納付

納入場所は、納入書の裏面に記載しています。指定外の納入書を使用される場合は、向日市の特別徴収の**指定番号**及び**何年何月分**かを明記してください。 ※年度途中に納入額に変更が生じた場合でも納入書は金額を訂正してご使用いただけます。（P.7）

③ 銀行サービスを利用して納付

インターネットバンキング等、金融機関と事業所との契約によるものです。詳しくは各金融機関にお問合せください。

4 eLTAX（エルタックス）について

eLTAX（エルタックス／地方税共通納税システム）とは、地方税の手続きを、郵送や窓口に出向くことなく、自宅・職場等からインターネットを利用して電子で行うシステムです。eLTAXを利用すると、給与支払報告書や特別徴収に係る給与所得者異動届出書等の提出、登録口座からの電子納税が可能です。
eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

5 特別徴収に係る給与所得者異動届出書／特別徴収への切替申請書について

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載の従業員が退職・転職等により貴事業所から給与の支払を受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、**異動事由が発生した日の翌月10日までに提出してください。**（控えが必要な場合は、別途控えと返信用封筒を同封してください。）

なお、異動された方のうち、令和6年度市民税・府民税・森林環境税の課税市町村と、令和7年度の給与支払報告書の提出先市町村が異なる場合は、両方の市町村に「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

①転職先で特別徴収を継続する場合 (P.4) … 従業員が転職・転籍等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、月割額及び特別徴収開始月等について新しい勤務先の担当者にご連絡のうえ、記入し提出してください。

②退職などにより一括徴収する場合 (P.5) … 退職により特別徴収ができなくなった場合、未徴収税額分については個人で納付する普通徴収になりますが、給与又は退職手当等が未徴収税額を超える場合で本人の申出があるときは、未徴収税額を最終の給与や退職金などから一括徴収して納入できます。なお、令和7年1月1日から4月30日までの退職者については申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収してください。
※従業員が国外へ出国される場合、上記以外の時期であっても一括徴収していただくようご協力をお願いします。一括徴収ができない場合、出国後の納税が困難となるため、出国される1か月前を目途に給与所得者異動届出書の提出をお願いします。

※死亡による退職の場合、一括徴収できません。
普通徴収への切替えとなりますのでご注意ください。

退職等の年月日	未徴収税額の徴収方法
令和6年6月1日～令和6年12月31日	普通徴収又は一括徴収（本人の申出）
令和7年1月1日～令和7年4月30日	一括徴収 ※一括徴収が義務付けられています。

③普通徴収に切り替える場合 (P.6) … 退職、休職等により普通徴収にする場合、徴収済税額等の必要事項を記入し提出してください。
※普通徴収への切替えにより一回あたりの納付額が大きくなります。

④特別徴収への変更を希望する場合 (P.9) … 新たに入社した従業員等について、特別徴収への変更を希望する場合は、「特別徴収への切替申請書」(P.9)を提出してください。ただし、納期限の過ぎた普通徴収分の税額は特別徴収へ切り替えることができません。
※給与支払報告書の提出時に普通徴収を指定した場合等で、特別徴収への変更を希望する際も切替申請書の提出が必要です。

6 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について

特別徴収義務者の所在地、名称、特別徴収関係書類の送付先等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(P.10)を提出してください。なお、特別徴収義務者の合併による変更等がある場合は、詳細をお知らせください。

7 退職手当等に係る市民税・府民税の納入について

納入書裏面の市民税・府民税納入申告書（記載例P.8）に必要事項を記載し、給与分の税額と併せて徴収した月の翌月10日までに納入してください。納入書綴りの一番下に添付している予備の納入書でも納入できます。

なお、法人番号を持たない個人事業主の方、eLTAX(共通納税システム)、インターネットバンキングで納入される事業主の方は、「退職所得に係る市民税及び府民税の特別徴収税額納入申告内訳書」(P.11)を向日市に提出してください。

8 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受ける方が常時10人未満（他市町村在住者を含む）の事業所は、毎月徴収した税額を年2回の納期で納付する「納期の特例」制度があります。

「特別徴収税額の納期の特例承認申請書」を提出し、承認を受けた場合には、承認を受けた日の翌月以降の特別徴収税額について納期の特例を適用できます。毎年申請する必要はありません。承認を受けていても、従業員の人数が10人以上になる等の理由で納期の特例事業所要件に該当しなくなった場合は「特例取消届出書」の提出が必要です。

なお、納期特例が承認された後に滞納や納入遅延等がありますと、承認を取り消す場合があります。

	特別徴収の期間	納期限
第1回目	6月分から11月分まで	令和6年12月10日
第2回目	12月分から翌年5月分まで	令和7年6月10日

※納期特例関係書類はホームページからダウンロードできます。

（向日市HP▶暮らし▶申請書ダウンロード▶くらしの案内▶税▶市・府民税▶特別徴収関係様式▶納期の特例承認申請書／特例取消届出書）

9 給与支払報告書の提出について

給与支払者（事業主）は、令和6年中に給与等を支払った全ての従業員等（パート・アルバイト、役員、事業専従者、退職者等を含む）について給与支払報告書を作成し、令和7年1月31日までに、その従業員の令和7年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。退職された方に対する給与等の支払額が30万円以下の場合でも提出いただきますようお願いいたします。

給与支払報告書のeLTAX・光ディスク等による提出義務基準

令和3年1月以後に提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX、光ディスク等による提出が義務付けられています。

令和6年度からeLTAXで給与支払報告書を提出する際に、電子データで特別徴収税額通知を受け取ることを選択した事業所には、電子データで特別徴収税額を通知します。提出時にメールアドレスを必ず登録してください。メールアドレスを登録しないと電子データによる特別徴収税額通知を送付することができません。給与支払報告書の提出後、特別徴収税額通知の受取方法やメールアドレスに変更が生じた場合は、変更内容を書面又はメールでご連絡ください。

10 個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記載について

平成28年1月1日から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、特別徴収関係書類を提出する場合には、従業員のマイナンバー及び給与支払者のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。ご協力をお願いします。

マイナンバー制度の詳細やお問合せについては、デジタル庁「マイナンバー（個人番号）制度」ホームページ（<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/explanation>）をご覧ください。

※特別徴収関係書類はホームページからダウンロードできます。

（向日市HP▶暮らし▶申請書ダウンロード▶くらしの案内▶税▶市・府民税▶特別徴収関係様式）

異動届出書の書き方について

転職の場合の記入例

受付印 6 向日市長 令和 6 年 7 月 11 日 提出		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		整理番号		1	
所在地 〒 617-0000 向日市寺戸町中野○番地の○ 名称 △△株式会社 個人番号又は法人番号 (任意で記入ください) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		課税関係 担当者 氏名 向日 ○○ 電話番号 075 - 931 - XXXX 内線 123		経理係 5年度 特別徴収指定番号 6年度 特別徴収指定番号 20123456 2			
フリガナ ムコウ ○○ 氏名 向日 ○○ 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 住所 1月1日現在 向日市上植野町馬立○番地 異動後		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 6 月分まで 10,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 110,000 円 異動年月日 令和 6 年 7 月 1 日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみに基づく普通徴収への切替はできません。 1. 転職・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 1 8. その他の理由を右欄へ記入		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 〒 617-XXXX 長岡京市天神○丁目○番○号 フリガナ 名称 □□株式会社 特別徴収指定番号 2010XXXX 法人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		担当者 氏名 ○○ 電話番号 075-900-XXXX		新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円 を 7 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要	
---	--	--------------------------------	--	--	--

転職先で特別徴収を継続する場合は「新しい勤務先（特別徴収義務者）」の欄に必要事項を記入してください。		を一括徴収する場合に記入してください。） らの申出があったため。 の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。 場合 ①及び②に当てはまらない場合に記入してください。 一括徴収してください。			
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		旧特別徴収処理欄 5年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 6年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		入力者 点検	

市町村処理欄	A	B	C	D	E	F
	G	H	I	J	K	L

退職などにより一括徴収する場合の記入例

---	--

退職などにより一括徴収しない場合（普通徴収に切替）の記入例

1

受付印 6		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										整理番号							
向日市長 令和 6 年 7 月 11 日 提出		所在地 〒 617-0000 日向市寺戸町中野〇番地の〇 名称 △△株式会社 個人番号又は法人番号 (12桁で記入ください) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										係 担 氏 名 向日 〇〇 電話番号 075 - 931 - XXXX 内線 123		特別徴収指定番号 5年度 6年度 20123456 2					
給 与 所 得 者	フリガナ	ムコウ 〇〇										新		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名	向日 〇〇										姓		令和 6 年 7 月 25 日		1. 転職・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他		番号を記入 3	
	生年月日	元号 3 年 〇 月 〇〇 日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		〇〇 年 〇 月 〇〇 日		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額 (イ)		未徴収税額 (ア)-(イ)		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法				
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										円 120,000		円 20,000		円 100,000		番号を記入 3	
住所	向日市上植野町馬立〇番地										1月1日現在		令和 6 年 7 月 25 日		8. その他の理由を右欄へ記入		番号を記入 3		

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別)	所在地	〒	特別徴収指定番号	担 氏 名	新しい勤務先へは、
				名 電 話	月割額 円 を 月分
					(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
					※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
					受給者番号
					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
					番号を記入 ① 必要 ② 不要

一括徴収しない場合は「普通徴収の（一括徴収しない）場合」の欄の枠内に当てはまる番号を記入してください。

2 普通徴収の場合（一括徴収しない）場合に記入してください。）

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	円	月分 (翌月10日納期限) で納入します。
----------------------	---	---------------	---	-----------------------

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
1	1. 異動年月日が6月1日～12月31日であつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日であつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。						1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

納入書の記入のしかた

(表)

(公) 京都府向日市 個人市民税・府民税・森林環境税 納入済通知書

市町村コード					口座番号					加入者名					
2	6	2	0	8	1	01020-7-960066					向日市会計管理者				
令和 06 10 20 12 34 56					納入金額(1) 円					77700					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。					納入金額(1) 円					77700					
納期限 令和6年11月10日					退職所得分					63000					
額 督促手数料					延滞金										
額 合計額					118500										
領収日付印					(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称					納					

上記のとおり通知します。 受付店→京都銀行向日町支店(取りまとめ店)→向日市(向日市保管)

納入書の取り扱いについては、次の点にご注意のうえ納入してください。

税額の変更が生じた場合は、例のように横線で抹消してください。
(訂正印は不要) この納入金額に変更がなければ、下欄には数字を記入せずに納めてください。

変更が生じ納入金額が訂正されるとき又は退職等により残金を一括徴収するときに記入してください。

退職等により、退職金の分離課税で納める金額が生じた時に記入してください。

合計額を必ず記入してください。

ただし、この「合計額」欄への記入を間違えた場合は変更できません。納入書の予備を使い、納入してください。
納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

○注意事項

(1) 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。

(2) 黒のボールペンで記入してください。

※特別徴収税額の変更通知が送付されても、税額に変更がない場合があります。

記入例

※ 良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※ 悪い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上を離さない カギをつけない まるめない 上をふさがない 横線を出さない 横線を出さない 上につぎたり、するどくしない 離さない

(裏)

市 民 税 ・ 府 民 税 納 入 申 告 書									
(宛先) 向日市長					令和 6 年 11 月分				
令和 6 年 12 月 8 日提出					人 員	1 人			
退職手当等支払金額			十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 7 6 5 4 3 2					
特別徴収税額		市 民 税		4 6 9 0 0					
		府 民 税		3 1 2 0 0					
氏 名	向日 ○○		1月1日の 住所	向日市 上植野町馬立○番地					
特 定 役 員 ☐		勤続年数	18 年 か 月	退職手当等支払金額		8,765,432 円			
市 民 税		46,900 円		府 民 税		31,200 円			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
(特別徴収義務者)						(受 付 印)			
住所又は 所 在 地 〒						印			
氏名又は 名 称									
法人番号									

提出日を記入してください。

退職金受給者の氏名、1月1日の住所を記入してください。

退職金受給者が特定役員(※)である場合は ☒ をしてください。

勤続年数を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称、法人番号(※個人事業主を除く)を記入してください。

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

2人以上の場合は、11ページの「退職所得に係る市民税及び府民税の特別徴収税額納入申告内訳書」を提出してください。

退職手当等支払金額を記入してください。

市民税額を記入してください。

府民税額を記入してください。

※特別徴収義務者が個人事業主の場合には、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書の様式は使用せず、11ページの「退職所得に係る市民税及び府民税の特別徴収税額納入申告内訳書」を使用してください。そのうえで、表裏一体の様式の納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出し、記載済の「退職所得に係る市民税及び府民税の特別徴収税額納入申告内訳書」は郵送等で向日市に提出してください。

※特定役員とは、法人税法上の役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。(他の退職手当等がある場合は退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)

特別徴収への切替申請書

(宛先) 向日市長

年 月 日 提出

特別徴収義務者
指 定 番 号

2 0

・ 新規

給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒												担 当 者 連 絡 先	所 属	
	フリガナ 名 称														氏 名	
	個人番号又は 法 人 番 号														電 話	

◎ 次の納税者について 月分から特別徴収を開始します。

フリガナ
氏 名 通知書番号

1月1日の住所 納付済額 円
(普通徴収分) (第 期分まで)

現住所

年 税 額 円

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

納入書送付の要否

必要 ・ 不要

備 考

【注意事項】

- 1 納期限の過ぎた普通徴収税額については、特別徴収へ切替ができません。また、納期限が未到来の普通徴収の納付書で納付しないよう給与所得者ご本人にお伝えください。
- 2 原則として、特別徴収の開始月は最短で、本市で不備なく受け付けた月の1か月後になりますので、開始月は提出日の1か月後以降の設定をお願いします。
なお、通知書の発送は受付した月の翌月の中旬頃になります。(例:7月15日受付の場合、8月分給与から特別徴収の開始となり、通知の発送は8月中旬頃になります。)
- 3 特別徴収税額の事前連絡を希望される場合は、備考欄にその旨ご記入ください。お電話にてご連絡いたします。記載がない場合は、原則として事前連絡は行いません。
- 4 受給者番号の設定を希望される場合は、備考欄に記入してください。

提出先

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市 税務課 市民税係
TEL : 075-874-2243

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

[illegible]

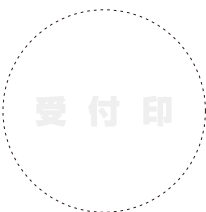
❖ 所在地・名称には誤読を避けるために必ずフリガナをつけてください。

变更年月日 年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フ リ ガ ナ 所 在 地	〒	〒
フ リ ガ ナ 特別徴収関係書類送付先	〒	〒
フ リ ガ ナ 名 称	部署 係	部署 係
電 話 番 号	() —	() —
変 更 し た 理 由	①名称変更 ②事業所の移転 ③住所表示等の変更 ④合併 ⑤特別徴収関係書類送付先の変更 ⑥その他（具体的に）【 】	

退職所得に係る市民税及び府民税の特別徴収税額納入申告内訳書

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、右記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。なお、徴収した金額は 年 月分で納入します。



(宛先) 向日市長

年 月 日 提出

特別徴収義務者（給与支払者）												
特別徴収義務者指定番号												
所在地												
名称												
個人番号又は法人番号												
担当者連絡先	所属											
	氏名											
	電話番号											

退職手当等の支払いを受ける者				退職手当等の金額及び支払日	徴収した市民税・府民税額
住 所				支払金額	市民税額
				円	
氏 名				支払日 年 月 日	円
上記の者が特定役員(※)である場合は ☒ をしてください。			☐	退職所得控除額	府民税額
				円	
勤続期間及び勤続年数	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (1年未満は切り上げ)			退職所得控除後の金額	円
				円	合計税額
他の退職手当等の支払いがある場合の計算内訳					円

退職手当等の支払いを受ける者				退職手当等の金額及び支払日	徴収した市民税・府民税額
住 所				支払金額	市民税額
				円	
氏 名				支払日 年 月 日	円
上記の者が特定役員(※)である場合は ☒ をしてください。			☐	退職所得控除額	府民税額
				円	
勤続期間及び勤続年数	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (1年未満は切り上げ)			退職所得控除後の金額	円
				円	合計税額
他の退職手当等の支払いがある場合の計算内訳					円

※特定役員とは、法人税法上の役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。(他の退職手当等がある場合は退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)